



# はなみずき 法律事務所

Hanamizuki Law Offices

～2014 年～  
新年のご挨拶

## 事務所概要

### ◎主な取扱分野

◎ご相談に際しては、まずは事前に電話にてご予約下さい。

- 民事 ■ 各種損害賠償請求、各種契約締結・交渉、契約書作成、借地・借家、不動産取引、労働問題、消費者問題(先物取引等)、交通事故、医療過誤、マンション問題(区分所有法等)、報道被害、名誉毀損
- 家事 ■ 離婚、相続・遺言、成年後見
- 会社 ■ 企業法務一般、顧問業務
- 倒産 ■ 破産、民事再生、債務整理(多重債務の処理)
- 刑事 ■ 通常刑事事件、少年事件
- 行政 ■ 出入国管理関係

### ◎所在地

〒105-0003 東京都港区西新橋2丁目18番1号 弁護士ビル2号館608号  
TEL :03-3434-8533 FAX :03-3434-8299

### ◎ホームページ

<http://tokyo-hanamizukilaw.jp/>

### ◎営業時間

月～金/AM 9:30～ PM6:00 (祝祭日及び年末年始を除く)

### ◎地図



- 銀座線虎ノ門駅 出口1 徒歩7分
- 都営三田線内幸町駅 出口A3 徒歩8分
- JR新橋駅 烏森口 徒歩13分

あけまして

おめでとうございます。

## ご挨拶

当事務所も昨年10月を持ちまして、無事、5周年を迎えることができました。これも、ひとえに皆様方のご支援、ご指導のおかげと感謝しております。

ところで、当事務所のシンボルフラワーである「はなみずき」という植物、当事務所の所在地である港区をはじめ、日本各地で市の木、区の木とされているなど、我が国においてとてもなじみ深い木ではありますが、この木が初めて日本に来てから、まだ100年そこそこしか経っていないようです。ご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、1912年、当時の東京市長尾崎行雄氏がワシントンD.Cに桜を送ったことへのお返しとして、1915年に日本に送られてきたのが、はなみずきの日本での植栽の始まりとことです。はなみずきの花言葉の一つに「返礼」というがありますが、このエピソードが由来のようです。

所員一同、本年は、当事務所を支え、盛り上げて下さる皆様方に対し、少しでも価値の高い、有意義な「返礼」をさせていただければと考えております。特にクライアントの皆様につきましては、最善の解決へ向けて尽力させていただくことはもとより、ご信頼いただき、事件をお任せいただくことで、精神的ご負担を抱えて訪れた皆様方の心の重荷を少しでもお預かりさせていただけますよう、本年もさらなる研鑽に務める所存でございます。

本年もよろしく願いたします。

平成 26 年 1 月 1 日

はなみずき法律事務所 所員一同



弁護士  
森 徹

## 1年、そして1年

新しい年を迎えました。本年も宜しくお願い致します。

昨年は、例年と違って、1年が経つのが早かった気がします。

昨年3月末に東京弁護士会の高齢者・障害者の委員会委員長を退任したのも束の間、4月から東弁会員のうち約700人(1割程度)の弁護士を擁する会派の幹事長の職を仰せつかりました。ボランティアのお世話係といえ、東弁内で一番大きな小会派として、15人の執行部員とともに奮闘しております。多くの人が参加できる企画を頭を悩ませておりますが、昨今の時世、なかなか難しいようです。景気的好転を願い、あと任期3か月! 何とか全うしたいと思っております。

また、衆議院議員選挙の投票価値の不平等を是正する訴訟

を、相も変わらず提起しております。昨年10月には、8度目となる大法院判決に立ちました。今回は高裁段階で2つの無効判決を含む違憲判決が出てきたので、期待していましたが、またもや「まだ合憲」判決。1年9か月も宿題をこなさず「合理的期間内」といふ呆れ果てて言葉も出ません。わが子が真似しないことを願います。

平素はひとりで仕事をすることが多いのですが、若い弁護士も含め、多くの仲間と一緒に仕事をすることにより、多くの示唆を得、刺激を受けることもあります。恥ずかしがらず、時には、後輩諸氏に教えを請うことも!

みなさまにご迷惑をおかけしないよう、今年も、仕事もプロボ活動もがんばります!



弁護士  
後藤 啓

## 私の富士登山

昨年の六月、富士山が世界遺産に登録された。私も、学生の頃に一度だけ富士登山をしたことがあり、今回はその時のことを書きたいと思う。私は山登りが好きで、学生時代から体力に任せて自己流で山歩きを楽しんでいた。富士登山も友人3人と軽い気持ちで登ることになった。

前日の夜中に家を出て、自動車で富士山に向かったが、途中、富士山の麓で道に迷ってしまい、五合目の登山口についたのは、午前3時過ぎだったと思う。真っ暗な登山道を、他の登山者の懐中電灯を頼りにハイビッチで登っていった。山頂で御来光を迎える予定が、途中で日が出てしまい、それでも雲海から現れる日の出は感動した。

山頂へは、三、四時間で到着したが、頭痛がして、気分が悪くなり、高山病を初めて体験した。しかし、「せっかっからお鉢を回ろう」ということに

なり、一周回ったが、アップダウンがきつく、ひどく疲れたことを覚えている。山頂のことはあまり記憶に残っていないが、少し下り始めると、頭痛も気分の悪化もなくなるといふくらい、石がコロコロ転がっている坂道を駆け下りて行った。

しかし、途中、友人がなかなか下りてくれないので心配して待つと、友人は靴が壊れたと言って、罎の口よりバゲルを開いてロープを見せてくれた。彼は、地元出身で、富士山は小さい頃何回か登ったことがあると自慢していたが、富士山に普通の革靴で来る無謀さに、私の聞いた口の方が悪らなかつた。あまりに無謀な登山であり、悪い登り方の典型のような山行ではあつたが、富士山のことが話題になると、ついこの時の滅茶苦茶を思い出して笑ってしまう。

皆様が富士山に登られる際は、十分準備をして、余裕を持って楽しんでください。



弁護士  
西岡 弘之

## 「ガラパゴス」が好き!

私は、旅行の際、チェーン店引かないスーパーに立ち寄るのが好きです。お豆腐や生麺など、馴染みのない製造元の商品を見つかり、よく見ると野菜の形や大きさが少し見慣れないものだったり、あるいは、内装の雰囲気や陳列の仕方などに微妙な違和感を覚えさせられたり、といった、ほんの少しおぼろげな平行宇宙に迷い込んだような感覚を体験するのが目的です。

地元の客にとっては、「見飽きた」などといった感覚が湧き上がる隙もないほど「平凡」でベタタリと埋め尽くされた空間に、私が普段身を置く日常との微妙な差異を見い出すことから平和な精神状態。そこには、大げさな言い方も知れませんが、国内的グローバルバージョンの波に浸食されていない、さびやかではあります

が、生活に深く根ざした地域的恒常性を確認できたことからくる平穏感が含まれているのではないかと考えています。

「グローバルバージョン」がもたらす一定の利便性を理解しつつも、この言葉が窮屈さや息苦しさを感ぜさせるのは、「均一化」、「互換性」などといった要素が、人から「選択」を奪うとともに、人に対しても均一性、互換性を強い、産業主義の流暢な急流に行儀よく流されるための流通性の具備を受諾させようとすることへの不快感や恐怖を抱かすのではないかからだと思います。

最近、ガラパゴス化を毛嫌いする風潮に対する批判的な意見を目にするが増えたように感ずりますが、私は、少なくとも、グローバルバージョンがもたらす多大な精神的ストレスを見逃すべきではないと思っています。



弁護士  
北村 聡子

## 二児の母として感じること

昨年12月1日(日)に放映された「リアル魂!〜笑顔を守る法のアドバイザー」(BS朝日)に出演しました。テーマは「育児と仕事に奮闘するママさん弁護士」。

確かに、子育てしながら仕事をしていると「大変ですね。」と労っていただくことが多いのですが、実は、仕事をせずに子育てに専念することの方が大変ではないかとも思っています。

もちろん弁護士の仕事は、普通の方にとって一生に一度あるかないかの大変な局面に寄り添う仕事ですので、一つ一つの案件が重く、精神的にもかなり大変なときもあります。ただ、子どもが生まれてしばらくの間、専業主婦業に従事してみ分かったことは、朝から晩まで24時間365日営業で子育てと家事をする専業主

婦という仕事が、予想していた以上に激務だ、ということでした。とにかく自分の時間がなく、病気をしても休めません。

一方、仕事に復帰してからは、例えば電車に乗って職場に向かう時間一つ取っても「自分だけの時間」、本を読もうが音楽を聴こうが考え事しようが、好きなように過ごせます。

子どもが生まれたことで、それまで当たり前だと思ってきた、そんな些細なことが、いかに贅沢なことが分かっていきました。育ててくれた親にも感謝、そして、このような感謝の気持ちを持たせてくれた二人の子ども達にも感謝感謝、の今日この頃です。

\*なお、BS朝日の番組は、日弁連のHPの「CMギャラリー」にアップされていますのでご興味のある方はご覧下さい。



弁護士  
石川 邦子

## 一日散歩の効用

一日散歩では、何かしら新しい発見があり、生きる力になっていきます。

生田の日本古民家園に行った折に、紙すきをしていただくという話を聞き、明治大学の生田キャンパスにある登戸研究所に寄ってみることにしました。

登戸研究所は、昭和12年開設され、優秀な科学者が集められ、主として秘密兵器を作っていたそうです。風船爆弾は、アメリカを標的として作られたそうです。終戦後、資料等をすべて廃棄し、研究所は解散し、払い下げを受けた明治大学のキャンパスの中に、研究所の建物の一部が残っていましたが、働いて

いた人たちは、箱口令がつかれ、長い間秘密のヴェールに包まれていました。

1980年頃、研究所の近くの高校生が、「平和ゼミナール」活動の対象に登戸研究所を選びました。生徒達の熱意にほだされて、元所員たちが語り始め、研究所の真実が明らかになり、明治大学も2010年から当時の建物を資料館として公開しています。当時の研究所の様子が展示され、戦争の暗部を知る事ができました。

日本人として、辛い事実ですが、知り、伝えることが平和につながるという高校生達の思いをつなげたいと、知人達に知らせましたが、知人の孫が、行きたくないということで、細い糸ながら、つながるのではありませんでした。



事務局

## 雨にもめげず

変わらずゆるゆるのジョガーを続けています。月間走行距離が仲間より桁違いで少ないことを知っても、ただ感心し、刺激されることはありません。昨年申し込んだマラソン大会は、①春の爆弾低気圧襲来で2日前に中止決定、②気温52度の小雨で寒さに耐え走り、③例年季節外れの暑さになる大会が大雨で「ドコロ」になりました。沿道の「熱中症に注意!給水をこまめに」の張り紙が恨めしかったです。そして、④東京マラソン予想通りの抽選落ち。そこで今年も東京マラソンのボランティアに参加します。走る方がいらっしやいませ! たら、是非お知らせ下さい。応援します!!



事務局

## 救命救急講習

普通救命救急講習を受講した。説明後に、まず人形を使い心臓マッサージの練習。これが本当に辛かった。手の指を組み、肘を真直ぐ伸ばし、100回/1分のリズムで、胸の真中が5cm以上沈むくらい強くポンピング。30回ごとに人工呼吸。力がいるし、手首にかなり負担がかかる。何度か練習したが、実際の人間の肋骨は硬いので、人助けより先に、自分の手首が折れそう。後半はAED(自動体外式除細動器)の使用練習。一人が心臓マッサージをしている最中に体にパッドを取付ける。音声通りに処置すればいいのだが、これが意外と焦った。実際遭遇した時に、この講習の成果がでるかわからないが、とてもいい勉強になった。





## — 法律改正情報 —

### ハーグ条約

昨年5月にハーグ条約を締結することについて国会で承認され、6月には同条約締結に伴う国内実施法が成立しました。条約の発効と実施法がいつ施行されるかについては未だ決定されていませんが(平成25年11月、原稿作成時点)、この条約について、簡単にご紹介したいと思います。

国際結婚が増えるにしたいが、結婚生活が破綻した際、一方の親がもう一方の親の同意を得ることなく、子を自分の母国に連れ出し、もう片方の親に面会させないといった「子の連れ去り」が問題視されるようになりました。国境を越えた「子の連れ去り」は、子にとってそれまでの生活基盤が突然急変するほか、一方の親や親族・友人と交流が断絶され、また異なる言語文化環境へも適応しなくてはならなくなるなど、子に有害な影響を与える可能性があります。

そこで、監護権の侵害を伴う国境を越えた「子の連れ去り」があった場合に、まずは原則として子を元の居住国へ返還すること(その上で、子の元の居住国の裁判所で監護権に関する紛争を解決する)、及びそのための手続を定めたのがハーグ条約及びその国内実施法です。

ハーグ条約は、1980年に作成され90カ国が締結していましたが、日本はG8諸国中唯一未締結の状態でした。

そのため、これまで日本から外国に子を連れ去られた日本人の親は、自力で不和になった相手と子を探し出して外国の裁判所に子の返還を訴えなければなりません。また、外国で離婚し生活している日本人が子と共に一時帰国する場合に、ハーグ条約未締結を理由に、外国の裁判所等において、一時帰国が許可されないという問題も発生していました。日本がハーグ条約を締結することによ

て、これらの弊害が解消されることとなります。

ハーグ条約の適用があるのは、①子が16歳に達していないこと、②子が条約締結国に常居所を有していたこと、③不法な連れ去り・留置の時点で常居所地国と連れ去られた先の国の双方において条約が発効していること、④子が条約締結国内に所在していることを全て満たす場合です。

ところで、日本がハーグ条約を締結するということが、外国に居住していた日本人の親が相手方の了解無しに日本に子を連れてきた場合にも、まずは原則として子を元の居住国へ返還しなければならぬこととなります。この際、相手方によるDVや子の虐待があった場合にも子を元の居住国に返還しなければならぬのでしょうか。

この点、ハーグ条約締結後も、①連れ去りから1年以上経過し、子が新たな環境に適應している場合、②申請者が事前の同意又は事後の黙認をしていた場合、③返還により子が心身に害悪を受け、又は他の耐え難い状況に置かれることとなる重大な危険がある場合、④子が返還されることを拒み、かつその子が意見を考慮するのに十分な年齢、成熟度に達している場合には、子を返還しなくて良いと裁判所が判断する場合があります。

他にハーグ条約では、もう一つ、国境を越えて親子が面会交流できる機会を得られるよう締結国が支援することを定めています。

ハーグ条約については、未だ締結されておらず、これから施行されるものであるため、具体的な運用については、ハッキリしないところもありますが、もし、関連した問題がありましたら、当事務所までお問い合わせください。

## メンバー's コラム



### 永平寺再訪

昨夏、石川県を訪れる機会があった。少し足を伸ばし、永平寺を訪れた。23年前、母が他界して、分骨の納骨に訪れた時以来、二度目の再訪であった。

その時は、11月の終わりに連休を使い、父と姉家族と京都駅でおち逢い、近隣の駅まで行き、義兄の運転するレンタカーで地図をたよりに訪れ、そのあと、安宅の関や金沢まで足を伸ばしたことを覚えている。

当時、私は弁護士2年目で、まだ仕事に不安を持ち、不規則な生活と母の他界も重なり、夏風邪をこじらせて1か月ばかり入院した後の病み上がりの身であった。長く病床に伏した母の気持ちがいくぶんか身に沁みて理解できた時でもあった。

当時の永平寺は参観の態度にも逐一注意され、戒律の厳しい寺との印象が残っていた。今回も内心恐々の思いであったが、今では随分と自由に参観ができるようになったことに驚かされた。周辺の町並みも観光地化し、隔世の感があった。

帰京までの限られた時間の中、簡易な参拝を終え、寺の中を参観し、帰り際に父の分骨の納骨の手続を尋ね、寺を後にした。

その後、帰郷した折、姉夫婦と23年前のことを回顧した。皆、当時の記憶は曖昧で、それぞれが自分の記憶の正しさを主張したが、それもまた一つの楽しさであった。

当時の記憶としては、初冬を迎えた永平寺の夕暮れは早く、寺を出た5時過ぎには、どつぷりと漆黒の闇があたりを包んでいたことを覚えている。人家もまばらで、微かな灯りをたどり、行き着いたところに電車のホームが見え、既に終電はなくなっていた。人里離れた淋しい場所に、母を置き去りにしたような思いに駆られた。再訪を誓い、寺を去ったが、あれから23年も経った。今回の再訪で駅と寺とが随分離れていることに気づき、姉たちにも尋ねてみたが、正解は得られなかった。

23年前の母の納骨のとき、祖母の分骨もいっしょに納骨した。祖母は昭和47年に他界したので、随分と実家の仏壇に飾られたまま時間を経っていた計算になる。

白い息をふっと吐く父の横顔には、安堵感とともに、一抹の淋しさがただよっていた。

父が他界して、14年。忙しさにかまけて、父の分骨は、いまだわが家の仏壇の中にある。忙しさばかりでなかった。当時の父の気持ちが少しはわかるような年となった。

除夜の鐘を聞きながら、蝉しぐれの中の碧深きあの寺を思った。

(森 徹)

